

令和9年4月開始 横浜市私立幼稚園 2歳児受入れ推進事業

募集要項

申請意向確認期間：令和8年3月6日(金)から4月3日(金)

(申請書類等受付期間：令和8年4月6日(月)から5月29日(金)まで)

【問い合わせ先】

横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係

電話 045-671-2085 (直通)

FAX 045-664-5479

電子メールアドレス kd-2saiji@city.yokohama.lg.jp

《 目 次 》

| | | |
|---|------------------|-----|
| 1 | 事業の趣旨・目的 | 3 |
| 2 | 募集概要 | 3 |
| 3 | 開設準備・運営に当たっての諸条件 | 4～5 |
| 4 | 選定スケジュールについて | 5 |
| 5 | 申請方法等について | 6～8 |

1 事業の趣旨・目的

私立幼稚園において、長時間保育を必要とする2歳児を受け入れることにより、多様な保育ニーズに応え、待機児童対策を推進します。2歳児から小学校入学までを同一の園で過ごせることで、安定した環境の中で、子どもの育ちに合った保育・教育を提供することを目的とします。

2 募集概要

令和9年4月から保育が必要な2歳児を受け入れる幼稚園を募集します。

(1)募集期間

【申請意向調査回答期間】 3月6日（金）から4月3日（金）まで

※ 4月3日（金）までに申請意向調書の提出があった園に対して、申請書類の受付を行います。

（申請書類等受付期間：令和8年4月6日(月)から5月29日(金)まで）

詳細は、5（1）をご参照ください。

(2)募集予定数

令和9年4月開始 6園程度

応募多数の場合、予算の範囲内において認定の可否を判断します。

(3)事業内容

（詳細は、別記「3 開設準備・運営に当たっての諸条件」をご参照ください。）

| | |
|--------|---|
| 対象児童 | 2歳児（2歳の誕生日を迎えた時点で対象）のうち、保育が必要であると認定を受けた本市在住児童 |
| 保育時間 | 午前9時から午後2時までを含み、8時間又は11時間 |
| 受入数等 | クラス編成を行い、7人以上12人以下 |
| 設備等 | 2歳児保育に必要な設備を有すること |
| 事業開始時期 | 令和9年4月から |

(4)応募条件

ア 事業者の条件

- ・ 横浜市内で認可幼稚園を設置運営している法人、個人であって、すでに「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業」を実施している又は実施する見込みであるもの。
- ・ 申請書提出日時点（令和8年4月6日～5月29日）で満3歳児クラスを実施していること。

イ 実施場所の条件

- ・ 横浜市内に設置されている認可の私立幼稚園で、認可を受けた園舎内の保育室等を利用すること。
- ・ ※2歳児受入れ推進事業を実施する場所自体が、申請書提出日時点で、神奈川県認可を受けた建物かつ保育室等であることが必要です。
- ・ ※その他、県の認可を受けている建物について、用途の変更等が必要な場合は、面接日程前（7月）までに速やかに神奈川県へ手続きして下さい。

3 開設準備・運営に当たっての諸条件

(1)事業内容

| | |
|------------|---|
| 対象児童 | 横浜市に居住する2歳児（2歳の誕生日を迎えた時点で対象）のうち、保育が必要であると認定を受けた本市在住児童。ただし、3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受入れも可 |
| 保育時間 | 午前9時から午後2時までを含み、8時間又は11時間 |
| 開所日数 | 年間を通じて月曜日から土曜日 ^(※) までの実施とする。 （※原則として、私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）と同等） ただし、土曜日の開所は保護者のニーズに応じて実施しないことも可とする。 休園日は、日曜日、祝日、休日及び12月29日から1月3日までとするほか、土曜日の開所を行わない場合は夏休み期間中に最大5日間の休園が可能。 |
| 面積基準 | 保育室等は利用児童1人当たり1.98㎡以上 屋外遊戯場は2歳児以外の園庭面積の設置基準に加え、1人当たり3.3㎡以上 |
| 受入数等 | 7人以上12人以下（2歳児単独でクラス編成） |
| 利用者との契約方法 | 利用者との直接契約 ※受入枠の範囲では、正当な理由がなければ、利用を拒むことはできません。 定員を超える申込みがあった場合には、保育の必要度の高い者から優先して受入れを行うこと |
| 保育の内容 | 保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領等、「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達特性を踏まえた保育を行うように留意すること |
| 給食 | 給食の提供を必須としない 提供する場合は、自園調理は必須としない 外部搬入の場合、調理室は不要 保存、加熱のため冷蔵庫、電子レンジ等の最低限の設備は必要 |
| 職員資格 | 保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員） ただし、保育士は常時1人以上配置 職員の2分の1以上は、保育士 |
| 職員配置基準 | 児童6人に対して職員1人 ※上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも常時2人以上配置すること ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員（常勤・非常勤を問わない）は1人で可 障害児など個別に支援を必要とする児童の場合、児童3人に対して職員1人以上 |
| 利用者負担（利用料） | 児童1人当たり月額上限額は、 保育時間8時間で月57,200円、保育時間11時間で月58,100円とし、園が決定 |

<留意事項>

- ・2歳児受入れ推進事業は、認定こども園は実施することができません。そのため、2歳児受入れ推進事業実施園は今後、0～2歳の受入れを行わない幼稚園型認定こども園に移行することができなくなります。予めご了承ください。
- ・幼保連携型認定こども園へ移行することは可能です。ただし、移行時の園舎の建て替えの際、開設準備費補助を使用して整備した設備等を取り壊す場合は、補助金の返還が必要となる場合がありますのでご注意ください。

(2)補助内容(運営費補助、個別支援補助ともに一人当たり月額)

※補助内容については、予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。

当該予算の可決が停止条件になります。

| | | | | | |
|--------------------|--------------------|--|------------------------------|--------------------------------------|---------|
| 開設準備費 (事業開始前年度) | | 当該事業の開設に必要な施設整備や備品購入の費用として、 1園当たり700万円まで ※なお、校地校舎(園地園舎)の変更等の計画については、あらかじめ、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課に相談してください。 面接審査までに、相談結果について確認をさせていただきます。 | | | |
| 運営費補助 (※1) | 経常費補助額 | 実施類型 | 給食実施あり※2 (自園または連携施設からの搬入) | 給食実施あり※2 (外部搬入) | 給食実施なし |
| | | 利用時間 | 8時間利用 | 90,290円 | 82,290円 |
| | | 11時間利用 | 104,440円 | 93,800円 | 85,800円 |
| | 登園時の持ち物負担軽減費 ※3 | 対象児童の保護者がおむつの持参を行わないことに繋がる取組(A) | | 対象児童の保護者がおむつ以外の物品の持参を行わないことに繋がる取組(B) | |
| | おむつ処分費 | おむつ処分にかかる費用を助成(別途通知) | | | |
| | 多子軽減補助 | 第2子 各園が定める利用料のうち1/2の額 | | 第3子以降 各園が定める利用料の全額 | |
| 個別支援補助 | 8時間利用 | 96,400円 | | | |
| | 11時間利用 | 132,600円 | | | |

※1 時間数は開所時間の範囲内で、利用児童の教育・保育給付認定区分の保育必要量です。

※2 給食の提供は本事業の利用者に対してであり、在籍児童についてはありません。

※3 取組を利用している児童分のみ助成となります。

4 選定スケジュールについて

| スケジュール | 手続等 |
|----------------------|---|
| 3月上旬 ～4月3日(金) | 募集要項の公表 申請意向調査(4月3日(金)締切) |
| 4月6日(月) ～5月29日(金) | 申請書類一式 受付期間※(5月29日(金)締切) ※ 4月3日(金)までに申請意向調書の提出があった園に対して、申請書類の受付を行います。 |
| 7月～8月(予定) | 面接審査 |
| 9月(予定) | 審査会 ※園の出席は不要です |
| 10月(予定) | 結果通知 |



・事前相談兼実地調査の実施
(4月中下旬～5月中)
・市立保育所の見学会
(5月中旬～6月中)

5 申請方法等について

(1)申請意向調査について

申請にあたり、事前に申請意向調査を行います。※申請を予定している園は必須回答です。

横浜市電子申請・届出システムで回答受付をしますので、以下の申請フォームからご回答をお願いいたします。

【申請用フォーム URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1bcbf573-9d87-4782-857a-cf1500798b5e/start>

【申請用二次元コード】



【回答期間】

令和8年3月6日(金)から4月3日(月)まで

※注意事項※

(1)において申請意向のあった園に対して、(2)事前相談兼実地調査の日程調整、(3)市立保育所見学会の受入れ調整、(4)申請書類の受付を行います。
申請意向を示していない場合、その後の事前相談、市立保育所見学等の日程の関係上、申請は受け付けられませんのでご注意ください。

(2)事前相談兼実地調査について

事前相談について、「3 開設準備・運営に当たっての諸条件」を満たすかどうか、事業を実施した場合に利用が見込まれるかどうか等を確認させていただきます。あわせて、本市職員が、実施予定場所等の実地調査を行います。日程については、申請意向調査後にご連絡いたします。

ア 実施日時

4月中下旬から5月29日(金)までのうち、1時間程度

イ 訪問人数

本市職員2～3人程度で伺います。

ウ その他

簡単に園内、実施場所についてご案内くださいますようお願いいたします。

また、園内外を写真撮影しますので、ご了承ください。(審査資料以外の目的では、使用しません。)

その後、「3 開設準備・運営に当たっての諸条件」についてヒアリングさせていただきます。

(3)市立保育所見学会について

2歳児を受け入れるにあたり乳児保育の理解を深めていただくため、市立保育所の見学会を実施します。申請意向調査後に受入先の市立保育所をご連絡いたします。受入先の市立保育所と直接日程調整の上、ご参加をお願いいたします。

ア 実施日時・場所

5月中旬から6月30日(火)までのうち、1時間半程度※午前中を予定し

可能な限り園の近隣の保育所で実施します。

イ 対象者

園長及び2歳児保育責任者(副園長ほか)

ウ 内容

2歳児クラス等の保育の見学、質疑応答

エ その他

市立保育所見学会へ参加後、報告書をご提出ください。(別途通知予定)

(4)申請書類の受付について

| | |
|-------------|---|
| 申請方法 | メールにて提出してください（提出先：kd-2saij@city.yokohama.lg.jp） |
| 締切日時 | 令和8年5月29日（金） |
| 提出部数 | データにて以下の書類を1部ずつ提出してください。 ① 認定申請書 ② 【別紙1】事業計画書 ③ 【別紙2】添付書類一覧（確認表） ④ 添付書類 ※例年提出漏れが見られます。不備があると受理、審査できない場合がありますので、十分に確認の上、提出してください。 |
| その他 | ※本市にて申請書類一式確認後、①から④の申請書類一式をフラットファイルに綴り5冊提出してください。（フラットファイルの提出締切については個別にご連絡します） 【形式】A4サイズフラットファイル 【冊数】5冊 |
| フラットファイル提出先 | 【住所】〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市子ども青少年局保育・教育運営課幼児教育係 【電話】045-671-2085（直通） |

- ・本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- ・申請内容を後日確認させていただくことがあります。
- ・提出書類の著作権の帰属
提出書類の著作権は申請者に帰属します。
ただし、本市は提出書類を選定関係資料として一般に閲覧に供する等公開することがありますので、あらかじめご承知おきください。上記のほか、本市は必要な場合に提出書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- ・申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。
- ・本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外での目的で使用することを禁じます。また、この検討用の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、内容を提示させたりすることを禁じます。

(5)面接審査について

ア 日時（予定）

令和8年7月～8月予定 1園あたり30分程度

※詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

時間はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

イ 場所 横浜市役所内の会議室（横浜市中区本町6丁目50番地の10）

ウ 出席者

- ・法人理事長または園長1人【必須】
- ・2歳児保育責任者1人 【必須】

エ 面接の内容について

- ・事業計画書に記載された内容について
- ・2歳児保育に対する考えや運営に関すること

(6)実施園の決定について

外部委員で構成される審査会において、審査し、適否を市長が決定します。

ア 評価について

審査にあたっては、次の項目を評価します。評価細目は例示です。

| 評価項目 | 評価細目 |
|------------------|---|
| 1 事業概要 | ・待機児童対策への効果（新たに受入枠確保が必要な重点地域内（既存の保育・教育資源活用型）※の所在の有無） |
| 2 運営状況 | ・既存園の預かり保育実施状況 |
| 3 事業計画 (ハード面) | ・保育環境（トイレ、手洗い設備等） ・避難の体制確保 |
| 4 事業計画 (ソフト面) | ・保育従事者の状況、人材確保 ・保育士の3歳児未満の乳児クラス等の保育経験について等 ・アレルギー食対応 ・安全対策 |
| 5 面接審査 | ・2歳児保育の理解等 ・安全対策、事故対応等 |

※新たに受入枠確保が必要な重点地域（既存の保育・教育資源活用型）については横浜市ウェブサイトからご確認ください。

【横浜市ウェブサイト：令和9年4月に向けた新たに受入枠確保が必要な重点地域一覧（旧：整備が必要な地域一覧）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibichiiki.html>

イ 評価

- ・申請者の提出書類等及び面接で評価します。
- ・評点が最低評価得点に達していない場合
選定委員が採点した評価の合計が6割に達していない申請者については、順位に関わらず選定しません。
- ・総合評価が同点となった場合は、面接の評価が高い申請者を上位とします。
- ・総合評価及び面接の評価が同点の場合、委員の多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合は、委員長の判断により決定します。

(7)その他

- ・申請した2歳児保育責任者を園の事情により変更することは原則、認めません。
- ・今回申請していただく「申請書類等」は返却いたしません。（本事業以外の目的では使用しません。）
- ・審査に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。
- ・本市の情報公開制度に基づき、応募者が市に提出した書類及び審査結果等（個人情報及び内部管理情報等を除く。）を公開する場合があります。
- ・「開設準備・運営に当たっての諸条件」以外にも、審査会での決定後、いくつかの条件を追加することがありますので、あらかじめご了承ください。過去に、園内研究・研修サポーターの受入れや、市が指定する乳児保育に関する研修受講、市立保育所での保育見学および体験を追加条件とした例があります。
- ・補助金の交付を受けて整備した設備を取り壊したり廃棄したりする場合、経過年数によっては補助金の返還等の条件を付されることがあります。園舎の建て替えを検討されている場合はご注意ください。
- ・横浜市補助金の交付に関する規則第19条各号（※）に該当するときは、補助金の交付の全部または

一部を取り消すことがあります。

- ※偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- ※補助金等を他の用途へ使用したとき。
- ※補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ※その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。